

奈良市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、カナ順)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	井岡 和海 イオカ カズミ	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 事務局長	
2	大方 美香 オオカタ ミカ	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	
3	岡本 聡子 オカモト サトコ	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事	
4	亀本 和也 カメモト カズヤ	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
5	竹村 健 タケムラ タケン	奈良市自治連合会 会長	
6	西山 萌彦 ニヤマ モウゲン	奈良市私立幼稚園協会 会長	
7	畑中 康宣 ハタナカ ヤスノブ	奈良市PTA連合会 会長	
8	浜田 進士 ハマダ シンジ	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	
9	藤本 宣史 フジモト タカシ	奈良市保育会 会長	
10	堀越 紀香 ホリコシ ノリカ	奈良教育大学教育学部 准教授	
11	前田 伸介 マエダ シンスケ	奈良県私立幼稚園PTA連合会第2ブロック 地区役員	
12	横尾 典男 ヨコオ ノリオ	株式会社平井眞美館 総務課長	

奈良市子ども・子育て会議運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、奈良市子ども・子育て会議条例（平成 25 年奈良市条例第 12 号）第 9 条の規定に基づき、奈良市子ども・子育て会議及び部会（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第 2 条 会議は公開とする。ただし、奈良市情報公開条例（平成 19 年奈良市条例第 45 号）第 29 条各号のいずれかに該当する会議については、非公開とする。

（開催の周知）

第 3 条 公開する会議の開催は、原則として、会議開催の 7 日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を、子ども政策課及び文書法制課内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市ホームページに掲載することにより周知するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員
- (6) 傍聴の申込方法
- (7) 問い合わせ先

（傍聴の手続）

第 4 条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開会の 30 分前から 15 分前までの間に、傍聴受付簿（別記第 1 号様式）に住所及び氏名を記入し、申し込むものとする。

2 傍聴券（別記第 2 号様式）は、先着順に発行するものとする。ただし、傍聴受付簿に記入した者の数が定員を超える場合は、会長の定める方法により交付できるものとする。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴席に入場する際に当該傍聴券を係員に提示しなければならない。

4 傍聴券は、退場の際、返還しなければならない。

（入場の禁止）

第 5 条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人が守るべき事項）

第 6 条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。

- (3) 議事に対する批評又は可否を表明しないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれに類する行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議が傍聴を認めないと定めた議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

2 傍聴人は、会議終了後は速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規則に違反したときは、会長は、傍聴人に対して必要な指示を行い、これに傍聴人が従わない場合は、退場させることができる。

(傍聴人への資料配布等)

第9条 傍聴人には、会議次第その他会長が必要と認めた資料を配布し、会議終了後、回収するものとする。

(会議録の作成)

第10条 会議の会議録は、会議の公開又は非公開にかかわらず、作成するものとする。

2 会議を公開した場合には、原則として、会議録の確定後、当該会議録を子ども政策課及び文書法制課内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市のホームページに掲載して行うものとする。

3 会議を公開しなかった場合には、会議録の確定後、会議の概要を作成し、当該会議の概要を子ども政策課及び文書法制課内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市のホームページに掲載して行うものとする。

4 第2項の会議録及び前項の会議の概要は、当該会議が開催された日の属する年度の翌年度の末日まで備え置くとともに、奈良市のホームページに掲載するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年 月 日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 回奈良市子ども・子育て会議

整理番号 _____

傍 聴 受 付 簿

	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

第2号様式（第4条関係）

（表）

第 回奈良市子ども・子育て会議

整理番号 _____

傍 聴 券

奈良市子ども・子育て会議会長

※入場の際は、傍聴券を係員に提示してください。また、退場の際は、返還してください。

※会議を傍聴される方は、係員の指示に従うとともに、裏面の注意事項を遵守してください。

（裏）

【注意事項】

- (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれに類する行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

奈良市子ども・子育て会議 事業計画策定部会 設置要領（案）

（設置）

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て支援事業計画の策定について協議するとともに、関連する課題を整理することを目的として、奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 利用希望の調査に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法第61条第2項の規定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法第61条第3項の規定に関すること。
- (4) 前3号のほか事業計画の策定に関連して検討を要すること。

（構成）

第3条 部会の委員は、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に属する委員及び奈良市職員並びに奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

（部会長等）

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集等）

第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選させる前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議への報告）

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。

（庶務）

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 部会は次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、廃止するものとする。

- (1) 第2条各号に定める事項の調査審議が終了したとき。
- (2) 会議で部会廃止の決議がなされたとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年 月 日から施行する。

<内容>

1. 子ども・子育て支援新制度の背景
2. 子ども・子育て支援新制度の概要
3. 給付及び事業と子ども・子育て会議
4. 奈良市子ども・子育て会議の位置付け
5. 新制度施行までのスケジュール
6. その他

1. 子ども・子育て支援新制度の背景

結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

- 少子化が急速に進行している中、独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上

しかし現状は以下のような課題が・・・

○子育て支援が質・量ともに不足
・深刻な待機児童問題

○家庭や地域を取り巻く環境の変化による子育ての孤立感と負担感の増加

○仕事と子育ての両立が困難
・女性の労働力率が30歳代で低下（M字型）
○若い世代の安定した雇用の不足

課題の解決のために・・・

子ども・子育て支援新制度の創設（平成27年度本格スタート）

- ・平成24年8月に新制度の基礎となる「子ども・子育て関連3法」が成立
- ・上記の課題の解決のための取り組みの柱は以下の3つ
 - ①質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する
 - ②保育の量的拡大・確保
 - ③地域の子ども・子育て支援を充実させる

より子どもを生み、
育てやすい社会へ

2. 子ども・子育て支援新制度の概要

I 基本的な考え方

■ 子ども・子育て関連3法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的確認の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

■ 基本的な方向性

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設
- ②認定こども園制度の改善
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

■ 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

- ①市町村が実施主体
- ②社会全体による費用負担
- ③政府の推進体制の整備
- ④子ども・子育て会議の設置

II 給付・事業

■ 子ども・子育て支援給付 … 施設型給付、地域型保育給付、児童手当

■ 地域子ども・子育て支援事業 … 子ども・子育て支援法で定める13事業

III 認可制度の改善

■ 欠格事由に該当、供給過剰な場合以外は保育所の認可を行うものとする

■ 認定こども園・小規模保育等についても同様の認可の枠組みとする

3. 給付及び事業と子ども・子育て会議

家庭の状況とニーズ

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭

ニーズの調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

- ・認定こども園、幼稚園、保育所（施設型給付）
- ・小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（地域型保育給付）

地域子ども・子育て支援事業

- ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり延長保育事業、病児・病後児保育事業放課後児童クラブ等、法定の13事業

子ども・子育て会議

点検・評価・見直し

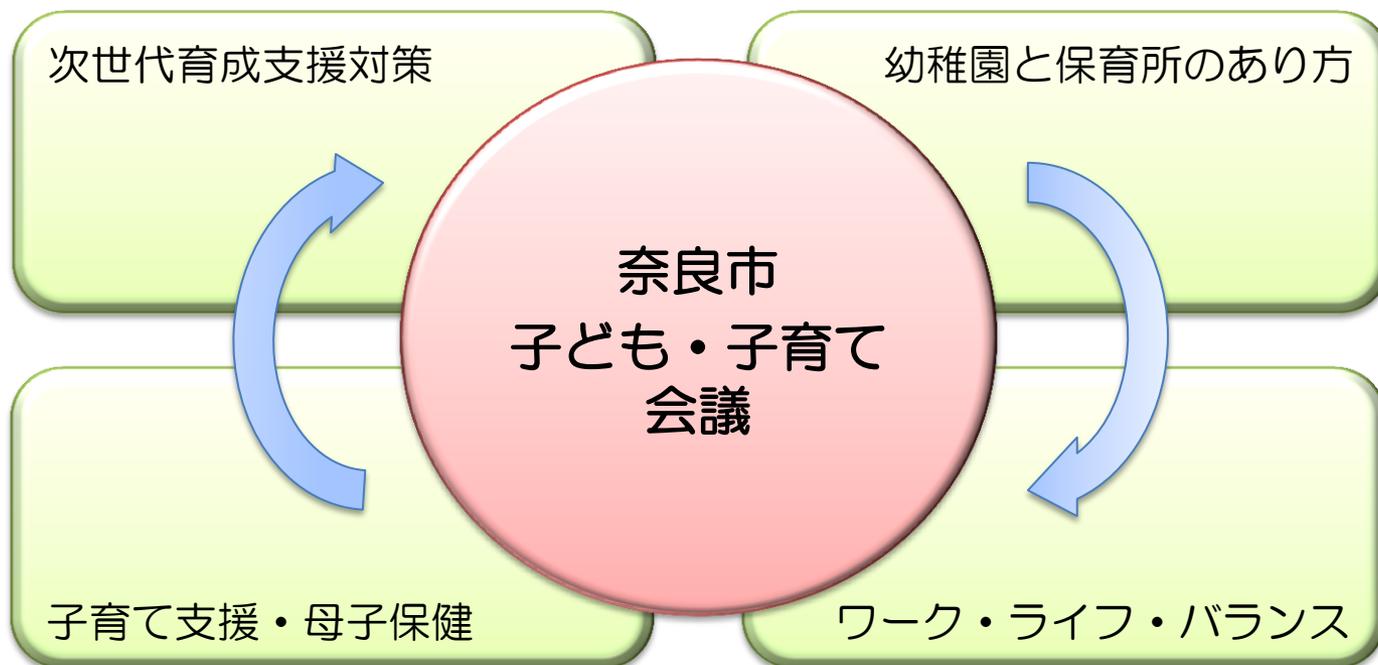
4. 奈良市子ども・子育て会議の位置付け

子ども・子育て会議の役割

- ・子ども・子育て支援法では、市町村が基準を満たしていると確認した教育・保育施設や地域型保育事業者の利用定員を設定する際や、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。
- ・子ども・子育て会議は、地域の子育てに携わる当事者の意見を子ども・子育て施策に反映させることが重要であり、計画を策定すれば終わりではなく、施策を継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回す）役割が期待されている。

奈良市子ども・子育て会議と他の審議会等との関係

→ 奈良市の子ども・子育て支援施策のエンジンのような役割を期待



5. 新制度施行までのスケジュール

給付・事業開始までの準備作業

- 新制度の本格施行に向けて、実施主体たる市町村は様々な準備を行う必要がある。
 - <全般的なもの>
 - ・子ども・子育て会議の設置及び開催
 - <事業計画>
 - ・ニーズ調査の実施と事業計画の策定
 - <認定こども園等の基準>
 - ・給付の対象となる認定こども園等の認可基準や運営基準の策定
 - <保育の必要性の認定基準>
 - ・保育を必要とする子どもの認定基準の策定
 - <利用者負担>
 - ・施設型給付及び地域型保育給付の対象施設を利用する際の利用者負担の設定

スケジュールイメージ

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
子ども・子育て会議	随時開催		
事業計画の策定	ニーズ	計画の策定準備	
認可・運営基準	内容の検討と条例の制定	運用開始	
保育の認定基準	内容の検討と条例の制定	運用開始	
利用者負担		内容の検討と条例の制定	運用開始

6. その他

- 新制度の情報や国の子ども・子育て会議等の資料は、内閣府のホームページで公開されています。
- 検索サイトで「内閣府 子ども・子育て支援新制度」と検索すると、下記のホームページに辿り着きます。(http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html)

子ども・子育て支援新制度について

新着情報

- ・ [子ども・子育て会議基準検討部会\(第1回\)の資料を掲載しました](#) (平成25年5月)
- ・ [子ども・子育て会議\(第1回\)の資料を掲載しました](#) (平成25年4月)
- ・ [平成24年度「子ども・子育て支援新制度フォーラム」報告書を掲載しました](#) (平成25年4月)
- ・ [幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例について\(報告\)](#)  (平成25年4月)
- ・ [保育士養成課程等検討会の報告書](#)  (平成25年4月)
- ・ [子ども・子育て会議委員及び専門委員について\(PDF形式: 152KB\)](#)  (平成25年4月)
- ・ [子ども・子育て支援新制度説明会の資料を掲載しました](#) (平成25年2月)
- ・ [リーフレット「おしえて！子ども・子育て支援新制度」\(PDF形式: 448KB\)](#)  (平成25年1月)

» [子ども・子育て関連3法\(平成24年8月22日公布\)](#)

» [子ども・子育て会議](#) **New!**

» [自治体向け説明会等](#)

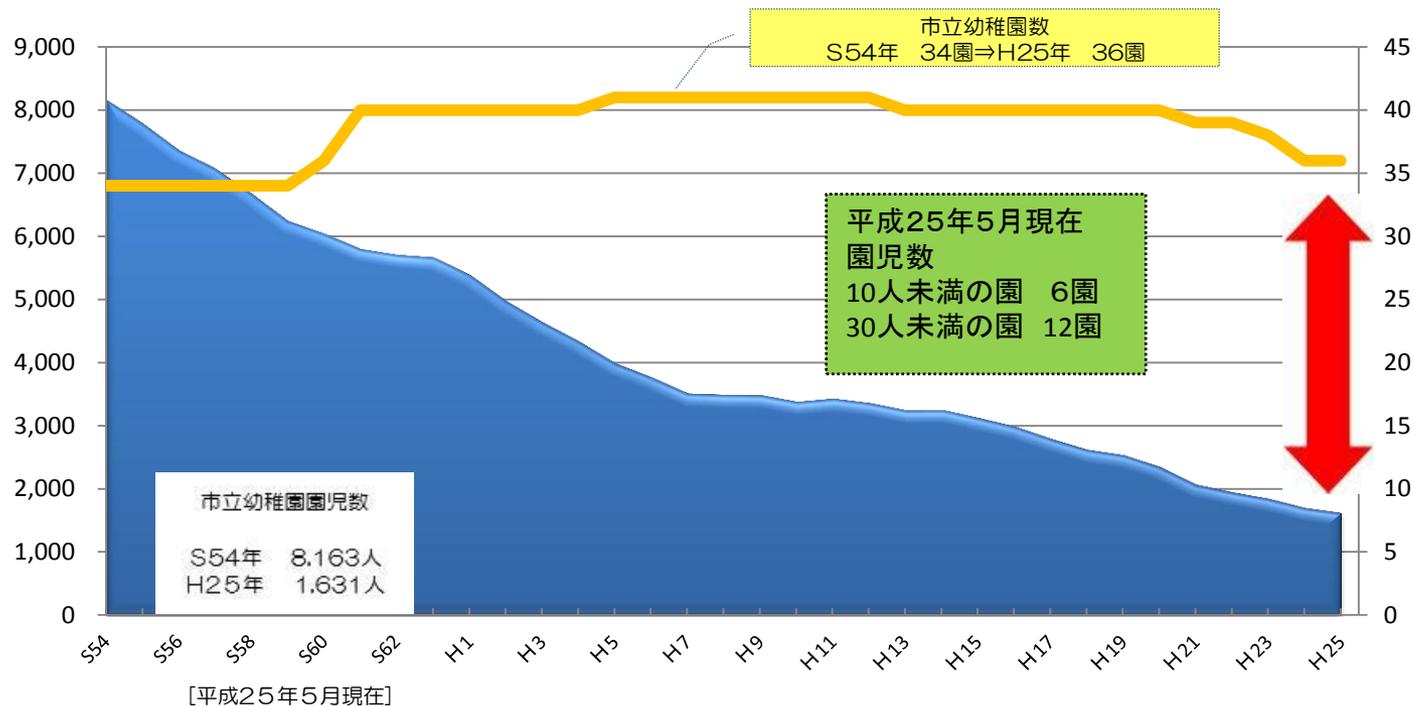
第1回奈良市子ども・子育て会議【資料5】

奈良市の現状等について 【幼保の再編について】



奈良市子ども未来部
子ども政策課

市立幼稚園の園児数と園数推移（各年度5月現在）

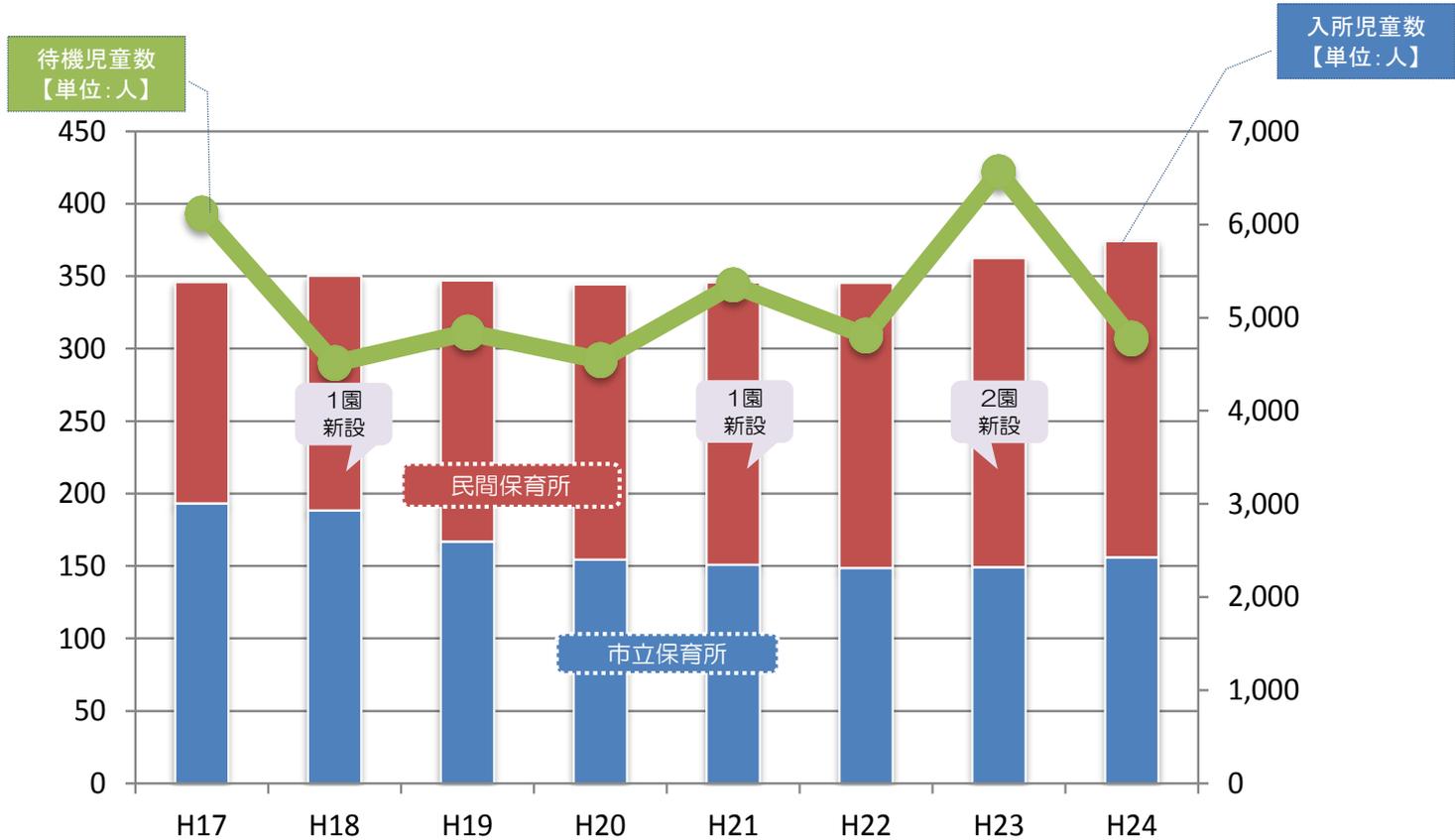


区分	施設数	定員	在園児	充足率
市立幼稚園	36園	6,300人	1,631人	26%
国・私立幼稚園	17園	3,107人	2,398人	77%

※市立幼稚園の定員は、受け入れ可能園児数。

※国・私立幼稚園の定員数及び在園児数は、現在把握できている概数。

保育所の園児数と待機児童数の推移



[平成25年3月現在]

平成25年度に3園(定員計270人)新設予定

区分	施設数	定員	在園児	充足率	待機児童
市立保育所	18園	2,780人	2,428人	87%	53人
民間保育所	24園	3,148人	3,394人	108%	257人

※待機児童数は、厚生労働省報告数に加え、第一希望のみの児童も含む数

市立幼稚園・保育所の運営等を検討する体制

平成22年度まで

幼稚園・認定子ども園

教育委員会(教育委員会事務局)

奈良市学校規模適正化検討委員会
〈検討事項〉
・奈良市立学校及び幼稚園の適正規模・適正配置(統合再編)
・その他必要な事項

保育所・認定こども園

市長部局(保健福祉部)

奈良市保育所運営検討委員会
〈検討事項〉
・公立保育所の民営化
・認定こども園制度
・認証保育園制度
・その他保育所運営について

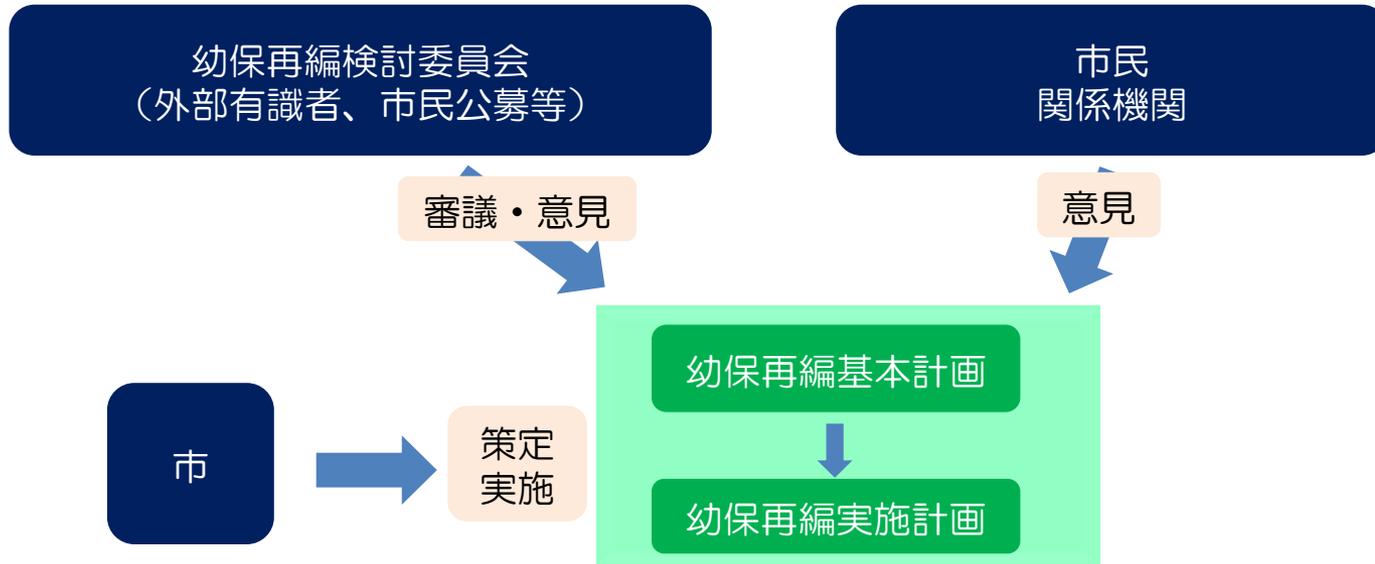
平成23年度から

市立幼保施設

市長部局(子ども未来部)

奈良市幼保再編検討委員会
〈検討事項〉
・幼保一体化
・奈良市立幼保施設の適正規模・適正配置(統合再編)
・その他必要な事項

幼保再編に関する計画の検討・策定の体制及び流れ



【幼保再編検討委員会の開催】

平成23年12月～平成24年度 8回の開催

平成25年度 6回の幼保再編検討委員会を開催予定

【幼保再編に関する計画策定】

平成24年9月10日～10月5日 幼保再編基本計画(案)に対する意見募集実施

平成25年1月 奈良市幼保再編基本計画を策定

平成25年3月11日～29日 幼保再編実施計画(案)に対する意見募集実施

平成25年度 奈良市幼保再編実施計画を策定予定

子ども・子育て支援法
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援
のための仕組み～

施設型給付

認定こども園
0～5歳

幼保連携型

○以下の制度改善を実施

- ・ 認可・指導監督の一本化
- ・ 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

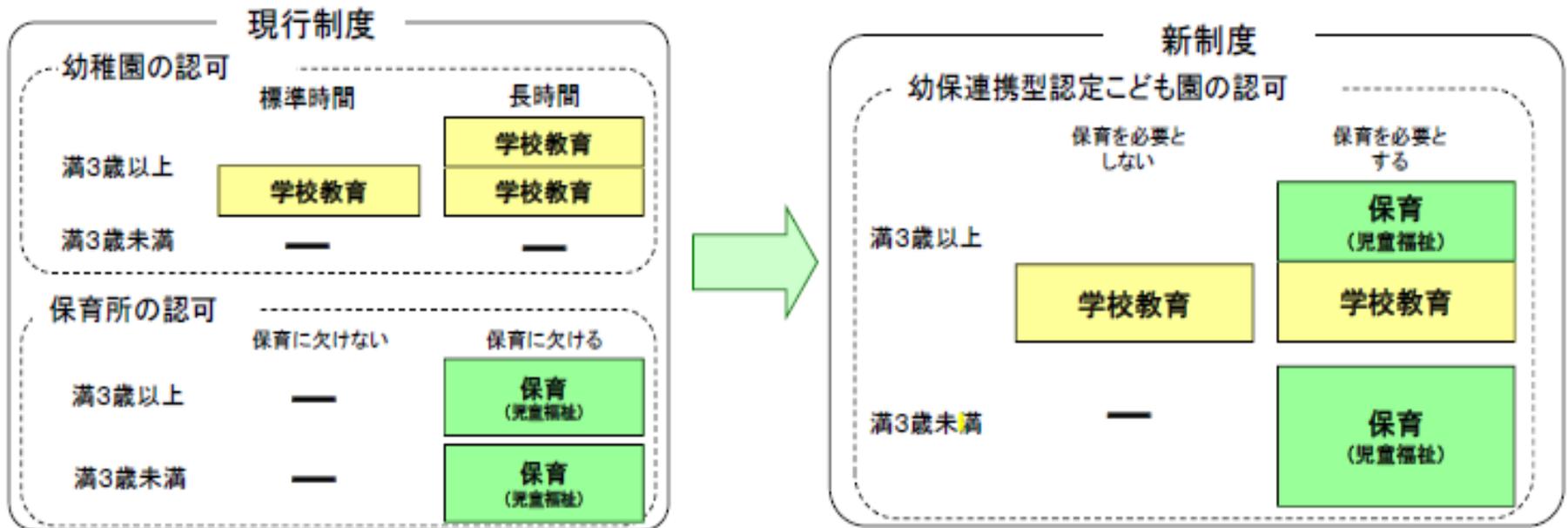
認定こども園法の一部改正について

類型	現行制度	改正後
幼保連携型		
幼稚園型		現行どおり
保育所型		現行どおり
地方裁量型		現行どおり

◆新たな「幼保連携型認定こども園」

- 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設
 - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行の義務づけはない。
 - ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ(株式会社等の参入不可)
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化

新たな幼保連携型認定こども園

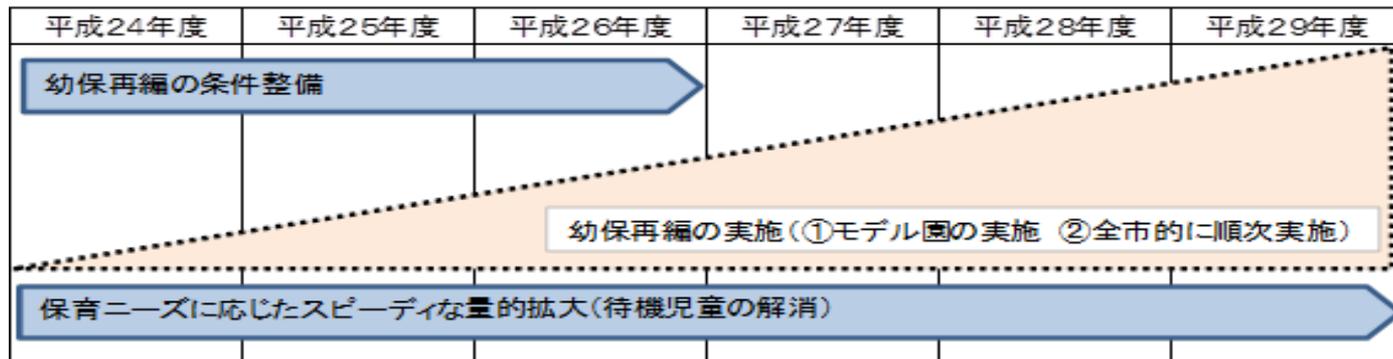


奈良市幼保再編基本計画及び実施計画(案)の概要①

再編の理念

- ◎就学前のすべての子どもの成長と発達段階に応じた、質の高い教育・保育を一体的に行い、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。
- ◎安心して子育てができるよう、様々な面から、すべての子どもと子育て家庭を支援します。

再編のスケジュール

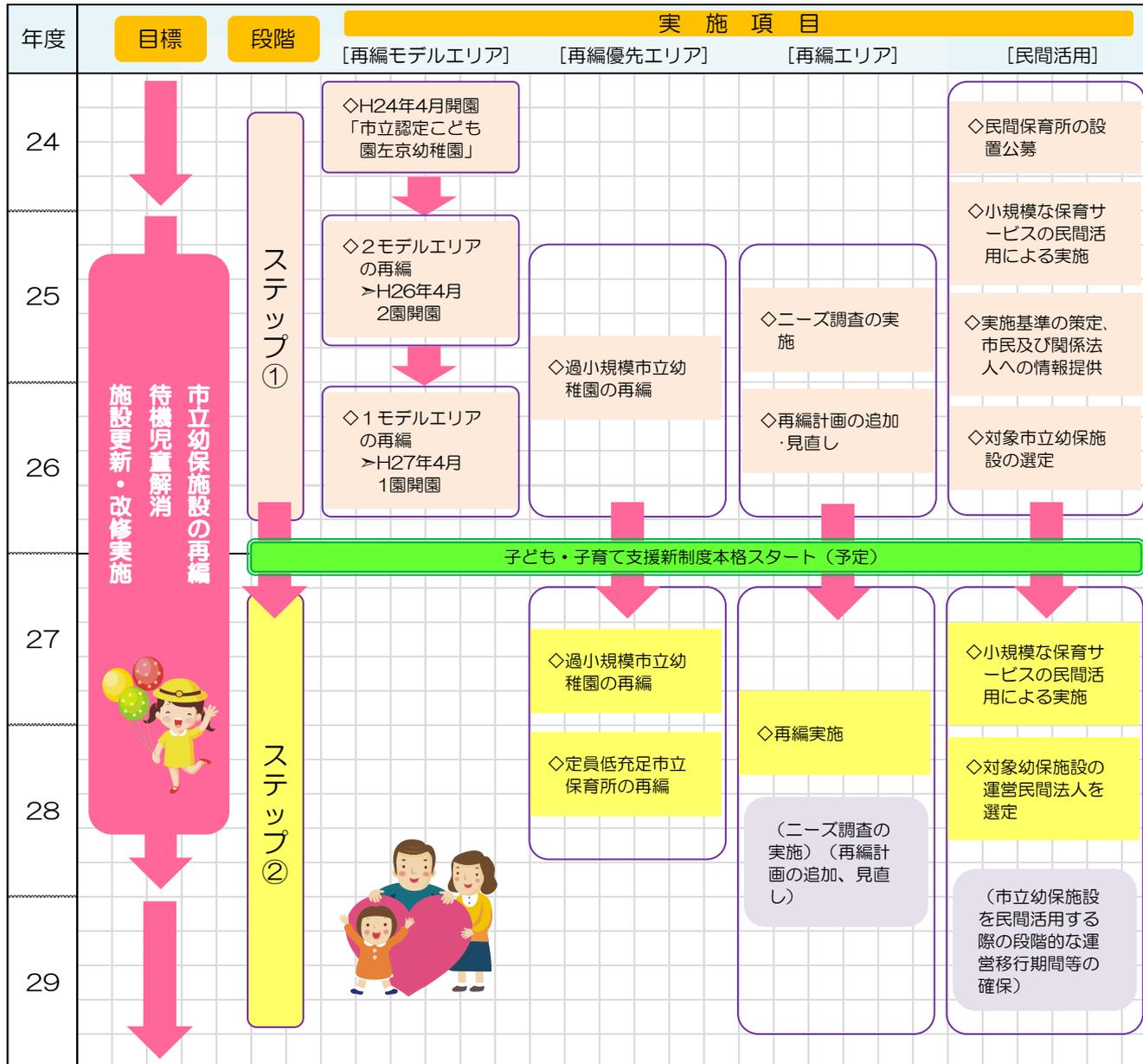


再編の実施方法

市立幼稚園及び市立保育所を新たな「幼保連携型認定こども園」((仮称)奈良市立こども園)に再編することとし、市内を7つのゾーン、22の中学校区に分けて地域の保育需要や地理的事情を勘案し、施設配置を検討する。その際、私立幼稚園・民間保育所の民間活力を最大限に生かすこととし、私立幼稚園・民間保育所の収容能力や位置関係を考慮する。

奈良市幼保再編基本計画及び実施計画(案)の概要②

【再編年次計画】



幼保再編に関する主な具体的取組

I 奈良市立のモデル園の設置

- 平成21年4月 認定こども園富雄南幼稚園開園
- 平成22年4月 認定こども園都祁保育園開園(都祁地域6保育所の再編)
- 平成24年4月 認定こども園左京幼稚園開園(2幼稚園の再編)
- 平成26年4月 (仮称)認定こども園都跡幼稚園(2幼稚園の再編)及び(仮称)認定こども園青和幼稚園を開園予定
- 平成27年4月 (仮称)帯解こども園(1幼稚園及び1保育所の再編による新たな「幼保連携型認定こども園」)を開園予定

II 市立幼稚園での預かり保育の実施

- 平成24年10月 試行的に2園で実施(週2回程度で午後5時まで)
- 平成25年度 実施園数を6園とし本格実施(実施日の拡充、長期休業中も実施予定)

III 待機児童対策

- 民間保育所の公募による新設(平成25年度に計3園が開園予定)
- 市立幼稚園の余裕教室を活用した家庭的保育事業の導入(平成25年度中に導入予定)

幼保再編に関する主な具体的取組

Ⅳ カリキュラムの見直し・検討

市立幼保施設におけるカリキュラムの現状の見直し及び今後のカリキュラムの検討

Ⅴ 幼保の再編・一体化を担う行政組織の見直し

平成23年度 子ども未来部新設

平成25年度 幼稚園に関する事務の一部を教育委員会事務局から移管し、旧保育課をこども園推進課と保育所・幼稚園課に再編
※保育所・幼稚園課で幼保の窓口を一本化

平成27年度 子ども・子育て支援新制度の本格実施に合わせて、幼保施設に関することを一体的に所管(予定)



ゾーン	中学校区	就学前児童数	幼稚園					
			市立幼稚園			国・私立幼稚園		
			園名	受入可能数	園児数	園名	定員	園児数
中央市街地	飛鳥	660	飛鳥	420	52	(国)奈良教育大付属	152	142
	若草	689	鼓阪	90	3	東大寺学園	160	112
			佐保	270	59	奈良育英	80	50
			鼓阪北	120	9			
	春日	1,164	済美	180	46	愛染	160	89
			大安寺	180	57			
	三笠	1,802	大宮	180	72	いさがわ	150	118
			大安寺西	240	74	親愛	120	135
						奈良カトリック	210	101
						奈良保育学院付属	90	85
合計	4	4,315	8	1,680	372	8	1,122	832

保育所								
市立保育所				私立保育所				
園名	定員	園児数	待機数	園名	定員	園児数	待機数	
				極楽坊	300	301		11
				みのり	165	158		3
				あけぼの金夜間	40	49		0
若草	160	85	0	愛の園	60	75		6
				佐保山	300	301		1
春日	200	221	10	奈良ルーテル	90	101		3
				すまいる	90	85		13
				あいづ	120	145		4
三笠	120	112	0	こまどり	120	137		22
大宮	200	216	8	佐保川	175	162		4
合計	4	680	634	18	10	1,460	1,514	67

ゾーン	中学校区	就学前児童数	幼稚園					
			市立幼稚園			国・私立幼稚園		
			園名	受入可能数	園児数	園名	定員	園児数
西北部	平城西	393	右京	90	21			
			神功	180	38			
	平城東	695	朱雀	180	38			
			認定こども園左京	170	108			
	富雄	1,398	富雄北	240	101			
			鳥見	90	61			
	登美ヶ丘北	721	東登美ヶ丘	240	71	奈良学園	155	103
						登美ヶ丘カトリック	220	219
	二名	1,092	登美ヶ丘	120	38	(国)奈良女子大付属	160	149
			青和	210	65			
			二名	150	41			
	伏見	1,681	伏見	210	108	奈良大学付属	240	206
あやめ池			120	52	西大寺	380	235	
富雄南	1,219	西大寺北	240	71	近畿大学付属	180	152	
		認定こども園富雄南	170	167	帝塚山	180	149	
		三碓	210	68	学園前ネオボリス	260	152	
登美ヶ丘	614	鶴舞	120	26				
		平城西	60	44				
京西	1,132	六条	330	90	ひかり	210	162	
		伏見南	120	46				
富雄第三	373	富雄第三	240	57				
合計	10	9,318	20	3,490	1,311	9	1,985	1,527

保育所								
市立保育所				私立保育所				
園名	定員	園児数	待機数	園名	定員	園児数	待機数	
右京	200	210	0					
神功	120	124	0					
朱雀	160	138	0					
富雄	160	168	11	そら	90	111		15
				とみお駅前	126	117		21
				西奈良ルーテル	120	139		11
				中登美	200	220		18
				桜華	120	143		24
				西大寺	120	125		30
				あやめ池	122	129		5
				こだま	90	108		17
学園南	200	202	4					
				鶴舞	150	163		7
				学園前	210	233		3
京西	160	169	6	西ノ京みどりの園	90	107		13
伏見	200	227	13					
合計	7	1,200	1,238	34	11	1,438	1,595	164

ゾーン	中学校区	就学前児童数	幼稚園					
			市立幼稚園			国・私立幼稚園		
			園名	受入可能数	園児数	園名	定員	園児数
中部	都跡	574	都跡	240	71			
			佐紀	240	11			
	平城	1,058	平城	150	99			
合計	2	1,632	3	630	181			

保育所								
市立保育所				私立保育所				
園名	定員	園児数	待機数	園名	定員	園児数	待機数	
				西の京さくら	100	129		11
				みずほ	60	41		1
				あかね	90	116		11
合計				3	250	286		23

ゾーン	中学校区	就学前児童数	幼稚園					
			市立幼稚園			国・私立幼稚園		
			園名	受入可能数	園児数	園名	定員	園児数
南部	都南	1,336	東市	120	10			
			辰市	180	27			
			明治	240	58			
			帯解	120	10			
			精華	60	4			
合計	1	1,336	5	720	109			

保育所								
市立保育所				私立保育所				
園名	定員	園児数	待機数	園名	定員	園児数	待機数	
都南	160	77	1					
高円	250	123	0					
辰市	160	145	0					
帯解	160	125	0					
合計	4	730	470	1				

ゾーン	中学校区	就学前児童数	幼稚園					
			市立幼稚園			国・私立幼稚園		
			園名	受入可能数	園児数	園名	定員	園児数
東部	田原	45	田原	60	4			
	柳生	47						
	興東	46	大柳生	60	9			
合計	3	138	2	120	13			

保育所								
市立保育所				私立保育所				
園名	定員	園児数	待機数	園名	定員	園児数	待機数	
布目	60	32	0					
柳生	50	21	0					
合計	2	110	53	0				

ゾーン	中学校区	就学前児童数	幼稚園					
			市立幼稚園			国・私立幼稚園		
			園名	受入可能数	園児数	園名	定員	園児数
月ヶ瀬	月ヶ瀬	59						
合計	1	59						

保育所								
市立保育所				私立保育所				
園名	定員	園児数	待機数	園名	定員	園児数	待機数	
月ヶ瀬	60	33	0					
合計	1	60	33	0				

ゾーン	中学校区	就学前児童数	幼稚園					
			市立幼稚園			国・私立幼稚園		
			園名	受入可能数	園児数	園名	定員	園児数
都祁	都祁	197						
合計	1	197						

保育所								
市立保育所				私立保育所				
園名	定員	園児数	待機数	園名	定員	園児数	待機数	
認定こども園都祁	160	137	0					
合計	1	160	137	0				

○奈良市全体の状況

ゾーン	中学校区	就学前児童数	幼稚園					
			市立幼稚園			国・私立幼稚園		
			園数	受入可能数	園児数	園数	定員	園児数
7	22	16,995	38	6,640	1,986	17	3,107	2,359

保育所								
市立保育所				私立保育所				
園名	定員	園児数	待機数	園名	定員	園児数	待機数	
合計	19	2,940	2,565	53	24	3,148	3,395	254

(備考) ※1 : ゾーンについては、「奈良市第4次総合計画」に示されている地域別土地利用の方向性によって区分された7つのゾーンを引用
 ※2 : 就学前児童数については、平成24年5月1日時点(学校基本調査基礎資料)
 ※3 : 幼稚園の定員数及び園児数については、平成24年5月1日時点(学校基本調査報告値)
 ※4 : 保育所の定員数及び園児数については、平成25年3月1日時点
 ※5 : 保育所の待機児童数については、厚生労働省報告数に加え、第1希望のみの児童も含んでいる
 ※6 : 中央市街地ゾーンの三笠中学校区については、平成25年4月に私立保育所が1園新たに開所している